

スポーツ少年団表彰

スポーツ推進課 ☎ 66-1222

スポーツ少年団活動で健全な発展をした少年団、スポーツ少年団の発展に貢献した功労者が表彰されました。(敬称略)

スポーツ少年団功労者

松橋好美・星野寛之・富澤裕司
(形原ジュニア卓球スポーツ少年団)

スポーツ少年団指導功労者

鈴木寿明(蒲郡サッカースポーツ少年団)
鈴木好一(形原剣道スポーツ少年団)

優秀スポーツ少年団

蒲郡サッカースポーツ少年団
蒲郡バレーボールスポーツ少年団



幼児安全法支援員養成講習

防災課 ☎ 66-1208

乳幼児期に注意したい事故・病気に対する対処法などを学びます。

と き 8月22日(土)・23日(日)

全2回 午前9時～午後5時

ところ 消防本部4階大会議室

対象 15歳以上の方

定員 30人

参加費 1,800円

申し込み 8月7日(土)午後5時までに電話、ファクス、メールで住所・氏名・年齢・電話番号を防災課(FAX66-1183 ☒ bosai@city.gamagori.lg.jp)へ。

国保出張特定健診を 保健医療センターで

保険年金課 ☎ 66-1103

かかりつけ医のない国保加入者の方、健康診断を受けませんか？

と き 8月21日(金)

午前9時45分～11時30分

午後1時30分～2時30分

ところ 保健医療センター

内容 身長・体重・腹囲・血圧・血液検査(血糖・脂質・肝機能・腎機能)・尿検査ほか

対象 40歳以上の国保加入者で、国保人間ドックや特定健診を受診していない方

費用 無料

申し込み 8月7日(土)までに電話またはメールで住所・氏名・生年月日を保険年金課(☒ nenkin@city.gamagori.lg.jp)へ。

※1週間前に詳しい案内を送付します。

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます

保険年金課 ☎ 66-1101

出産予定月(または出産月)の前月～4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前～6カ月間免除。

対象 平成31年2月以降に出生した国民年金第1号被保険者の方
届出時期 出産予定日の6カ月前～その他

- ・すでに免除・猶予などが承認されている場合も手続きが必要です。
- ・妊娠85日(4カ月)以上で、死産・流産・早産された方も対象です。
- ・免除された期間は保険料を納付したものと、老齢基礎年金額に反映されます。

問合先 豊橋年金事務所(☎ 0532-33-4111)

日本年金機構

検索

体育功労者・優秀選手表彰

スポーツ推進課 ☎ 66-1222

令和元年度に活躍した優秀選手39人と体育功労者6人が表彰されました。(敬称略)

- 本市のスポーツ発展に寄与し、本会の運営に貢献した方
スキー協会理事 千賀晴裕
- 競技団体役員として、スポーツの普及、発展に寄与した方
陸上競技協会 柴田正平
バレーボール協会 坂内雅子
ソフトボール協会 西浦武敏
ボウリング協会 尾崎和弘
柔道会 太田勝弘
- 各種大会で優秀な成績を収めた方
弓道 小林万里子、鈴木翔琳、小田明子、石井幸子
柔道 牟田麗人
ハンドボール 中嶋紗央
卓球 稲吉美沙、杉浦涼雅
- 中小体連 近藤海、岩永燎汰、齊藤俊介、市原茜、森田貴仁、三浦ひなた、嶋田采莉、都築実桜、島田時男、棚橋花、明石武流、松下繪希、山本美都、織田隼任、小田智己、古賀涼太郎、市川千鶴、謝馨宸、小笠原美碧、檜垣煌耶、北村怜愛、本多愛叶、辻岡右乃、西田壮汰、大森彩生、中村風花、山本琴未、丸山侑一郎、高島奈々、大場康弘、鈴木祥子

家屋・土地の調査に ご協力を

税務課 ☎ 66-1114

次の場合は税務課までお知らせください。

家屋係 ☎ 66-1114

- 家屋を新築(引越し前も可)・増築・取り壊した
- 家屋の利用方法を変更した(店舗を居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗に変更など)

※家屋の利用方法により、土地の税額が変わる場合があります。

土地係 ☎ 66-1113

- 土地の利用方法(現況地目)を変更したとき(住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更など)

認知症家族の交流会

健康推進課 ☎ 67-1151

認知症の介護方法を話し合います。

と き 7月17日(金)

午前10時～正午

ところ 体育センター大会議室

対象 認知症の方を介護している家族

参加費 100円 ※申し込み不要

国民年金保険料免除・ 納付猶予制度

保険年金課 ☎ 66-1101

国民年金保険料が未納の場合、死亡または障がいが残った時に、年金を受け取れないことがあります。納付が難しい方は、申請により免除・猶予される制度をご活用ください。

対象 国民年金加入中の20～59歳の方で、本人、配偶者、世帯主の所得が一定以下の方(納付猶予申請の対象年齢は50歳未満、所得審査対象は本人・配偶者)
申し込み 申請書(日本年金機構ホームページにあります)・添付書類を郵送で日本年金機構名古屋広域事務センター(〒460-8565)へ。

※失業や新型コロナウイルス感染症の影響で減収した方の特例などがあります。

追納制度 免除・猶予期間があると将来受給する年金額が減額されます。過去10年以内であれば保険料(加算金がつく場合あり)を納付して受給額を増やすことができます。

問合先 ねんきん加入者ダイヤル(☎ 0570-003-004)・豊橋年金事務所(☎ 0532-33-4111)

日本年金機構

検索